

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 公益財団法人秋田県ふるさと定住機構 行動計画

両立支援制度を充実させ、誰もが個々の能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年11月1日～令和11年3月31日(3年5カ月)

2 内容

目標1:

就業規則の改正を行い、現況では無給となっている「子の看護等休暇」について、有給とする。これにより、子の看護等休暇の取得者の数を年間1人以上とする。

【取組内容】

令和7年11月～ 職員に対して取得促進に向けた啓発を行う。

令和8年4月～ 各年度の初めに職員に対して子の看護等休暇について周知を行う。

目標2:

在宅勤務、モバイルワーク、ウェブ会議等を導入し、ワークライフバランスのとれた働き方ができる職場環境実現する。これにより、年間10日以上在宅勤務を行った職員の数を、年間1名以上とする。

【取組内容】

令和7年11月～ 職員対象に、在宅勤務、モバイルワーク、ウェブ会議等(以下「在宅勤務等」という)に関する意向調査を行う。また、在宅勤務等に必要な機材・通信環境に関する調査を行うとともに、費用負担等について職員と協議する。

令和7年12月～ ウェブ会議の実施状況について職員にアンケート調査を行い、回答を元にウェブ会議の更なる活用に向けた検討を行う。

令和7年12月～ 協力を得られる職員を指定し、在宅勤務等の実証実験を行う。

令和7年12月～ 実証実験の結果を検討し、課題解決と本格実施に必要な準備を行う。

令和8年1月～ 希望する職員を対象として在宅勤務等を開始する。

【女性の活躍の現状に関する情報公開】

職員の平均勤務年数は、女性が男性の2.1倍となっている。

〔令和7年11月1日現在〕

*女性の活躍推進データベースで公表の場合は行動計画への記載不要

